

## プロジェクトチームの設置について（案）

平成 25 年 7 月 3 日

総合海洋政策本部参与会議座長

### 1. 設置の目的

海洋基本計画に記載された諸施策の実施状況等を定期的にフォローアップ・評価するための手法や、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、参与会議に別紙のプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

### 2. 構成員

- (1) PTは、参与会議座長が指名する参与及び外部有識者により構成する。
- (2) PTに主査を置く。主査は、当該PTの構成員のうちから、座長が指名する。
- (3) 構成員がPTの会議へ出席できない場合は代理の者を出席させることができる。
- (4) PT主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (5) PTでの評価・検討にあたっては、必要に応じ、事務局に加え、関係行政機関の職員も参加する。

### 3. その他

- (1) PTの会議については非公開とする。
- (2) 会議の庶務は内閣官房において処理する。
- (3) 前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

設置するプロジェクトチーム（案）

1. 「フォローアップの在り方」 P T
2. 「新海洋産業振興・創出」 P T
3. 「海洋調査及び海洋情報一元化・公開」 P T
4. 「EEZ等の海域管理の在り方」 P T

(参考 1)

## 海洋基本計画（平成 25 年 4 月 26 日閣議決定）（抄）

### 第 3 部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な その他の事項

#### 1. 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し

##### (1) 参与会議の検討体制の充実

○海洋基本計画に掲げる諸施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、その実施状況等を評価する。また、特に重要と考えられる施策については、社会情勢の変化等も踏まえつつ重点的に検討する。これらの評価・検討を行った上で、新たに必要と考えられる措置等について総合海洋政策本部長に提案する。

また、これらの評価・検討が可能となるよう、必要に応じプロジェクトチーム等を設置し、参与以外の幅広い関係者の参画も得ながら、テーマごとに集中的に評価・検討できる体制とする。

総合海洋政策本部参与会議規則

(座長)

- 第1条 参与会議（以下「会議」という。）に座長を置き、参与の互選により選任する。
- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する参与が、その職務を代理する。

(招集)

- 第2条 会議は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）又は座長が招集する。
- 2 会議の招集に当たっては、参与に対し、あらかじめその日時、場所及び審議事項を通知しなければならない。

(議事)

- 第3条 参与の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の招致)

- 第4条 本部長又は座長は、会議の審議に必要があると認めるときは、関係者を招致することができる。

(会議の公開)

- 第5条 会議は非公開とする。
- 2 座長は、会議終了後速やかに会議の資料を公開するとともに、必要に応じて、記者ブリーフィングを行うものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を公開しないものとすることができる。
- 3 座長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、原則として、公表するものとする。

(庶務)

- 第6条 会議の庶務は、総合海洋政策本部事務局において処理する。

(雑則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

## PTの検討スケジュール及び検討事項の例について

- 「フォローアップの在り方」PTを除き、遅くとも年度内までを目途に、参与会議にとりまとめ結果を報告することを目標に検討を進める。
- 参与会議としてのとりまとめを行った場合には、とりまとめ結果を本部長に提案する。

### (1) 「フォローアップの在り方」PT

【基本計画の記載内容（抜粋）】

○本計画策定後、各施策についての工程表の作成とこれに基づく事業等の計画的な実施、（中略）実施状況等の評価に基づき、選択と集中を図りながら、また、事業等の重複を排除しつつ、効果的にこれを進めていくことが重要である。

#### <検討事項の例>

○基本計画の計画的な実施等を推進していく観点からの、工程表作成を含めた実施状況のフォローアップの手法（頻度、着眼点等）、評価の手法（判断基準等）等を検討。

※本PTにおいては、全般的な手法等について可能な限り速やかに検討結果をとりまとめ。当該結果を踏まえ、各省庁において個別施策に係るフォローアップ等を行い、その内容について、本PT及び参与会議本体で議論するというイメージ。

### (2) 「新海洋産業振興・創出」PT （「海洋産業育成戦略会議」（仮称））

【基本計画の記載内容（代表例）】

○海洋の開発・利用・保全等を担う新たな海洋産業の創出を促すため、産官学連携の下、産業の状況等に応じた政策支援措置や事業創出の環境整備、国際競争力の強化、人材育成等の方策を盛り込んだ総合戦略策定等について検討する。

○新たな海洋産業の創出を図る観点から、海洋再生可能エネルギー利用に係る発電事業の産業化や、今後世界的な拡大が見込まれる海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋構造物・プラントに関する産業等の創出に向けた取組を推進する。

（上記のほかにも、記述多数あり。）

#### <検討事項の例>

○基本計画に記載された各個別施策のさらなる内容の具体化や、新たに必要となる取組を検討。

（産業例；海洋再生エネルギー関係、海洋エネルギー・鉱物資源関係、海洋構造物・プラント関係、その他）

○海洋産業振興・創出に関する総合戦略の具体的内容等を検討。

(3) 「海洋調査及び海洋情報一元化・公開」PT  
(「海洋調査・情報戦略会議」(仮称))

【基本計画の記載内容(代表例)】

- 海洋政策の推進における衛星情報のより一層の活用について、宇宙政策とも十分に連携しつつ、(中略)検討する。
  - 海洋調査を実施している機関間での連携を強化し、海洋調査を効率的に実施するとともに、調査結果の相互利用の促進や、海洋データの利便性向上を図る。
  - 政府が行う海洋調査についてその収集・管理・公開に関する共通ルールを策定する。
  - 海洋情報について、一元的に管理・公開を行い、(略)
  - 海洋台帳の充実と機能強化に取り組む。
- (上記のほかにも、記述多数あり。)

<検討事項の例>

- 基本計画に記載された各個別施策のさらなる内容の具体化や、新たに必要となる取組を検討。
- 海洋調査に関する総合戦略の具体的内容等を検討。

(4) 「EEZ等の海域管理の在り方」PT  
(「EEZ包括法推進会議」(仮称))

【基本計画の記載内容(抜粋)】

- 領海及び排他的経済水域等の管理については、(中略)管理の枠組みについて、必要に応じ法整備を含め、検討する。検討に当たっては、(中略)海域利用調整の枠組みを構築する。
- 排他的経済水域等の開発等を推進するため、(中略)海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき(中略)海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。

<検討事項の例>

- 包括的な法整備の在り方を含め、EEZ等の管理の在り方に関する方針の具体的内容等を検討。  
(主にEEZ・大陸棚を中心として検討するも、必要な範囲内で領海についても検討。)

各参与からの事前のご意見一覧

○全般

- ・ PT の内容等については、基本的に提案の通りで結構だと思う。
- ・ 進め方は全く異論なし
- ・ 全般的によろしいのではないかな。

「PT のあり方について」

- ・ 順序として、まずはフォローアップのあり方を早急に検討する。他の PT については、その議論を踏まえてからにする。この場合、3つの項目だけのフォローアップで良いかも検討する。
- ・ 「フォローアップのあり方」「海洋調査及び海洋情報の一元化・公開」、「EEZの海域管理のあり方」の PT は、どれも「新海洋産業振興・創出」との関係が深いので、テーマ・議題に応じて、いつでも「海洋産業振興・創出」に参加している参与が出席が可能であるような運営形態をとるようにすべき
- ・ 参与がいくつの PT に参加できるかどうかなどのルール作りが必要だろう。
- ・ PT は基本的には各省による施策の実施状況のチェックを行い、もしもうまくいっていないようであれば様々な提言をしていけばよいと考えられる。

「PT の名称について」

- ・ PT の名称に「――のあり方」をつけるのは不要
- ・ 仮称としてカッコ内に記載されている仮称の名称が良い。特に PT ではなく、戦略会議という名称が良いと思います。

「PT の構成、開催スケジュールについて」

- ・ 外部有識者少なくとも参与 3 名、学識者 3 名とし、10 名程度を目途とする。また、必要に応じて、これまでと同様、PT 主査の判断により、事務局とも相談の上 WG(ワーキンググループ)の設置をお認めいただきたい。
- ・ これまでの PT のように省庁関係者が入れ替わり立ち替わりで、各省庁 3～4 人も参加されるよりは、各省庁は固定メンバーを定めて、総計 4～5 名とした方がよい。
- ・ PT の審議内容を中間報告も含めて参与会議に報告することになるが、これまでのように参与会議で一件 5 分程度の報告では、参与間での検討や意見交換も出来ないのでは、参与会議の時間を 2 時間程度とし、また参与会議の開催頻度も月一回程度の開催とすることをご検討願いたい。

○「フォローアップの在り方」PT

- ・このPTはとても重要だと思う。PTの任務の内容にもよるが、一部の参与の参加だけで良いのか。日程の調整等のむずかしさもあるのかもしれないが、他のPTとの性格の違いを考えると、できるだけ多くの参与が参加する方が良いと思う。
- ・フォローアップは各省庁が行うという表現は不適切

○「新海洋産業振興・創出」PT

- ・海運・造船（あるいは海事）に少しだけでも触れてもらいたい。

○「海洋調査及び海洋情報一元化・公開」PT

- ・海洋情報PTでは、宇宙連携とMDAをテーマにしたい

○「EEZ等の海域管理の在り方」PT

- ・「EEZの海域管理のあり方」を「EEZの海域管理と包括的な法整備」とした方がよりわかりやすいのではないか
- ・EEZのPTは、「必要な範囲内で」領海についても検討との記述は不要ではないか

## 総合海洋政策本部参与会議 PT参加希望表

|    | 参与氏名                  | フォローアップの在り方PT | 新海洋産業振興・創出PT | 海洋調査及び海洋情報一元化・公開PT | EEZ等の海域管理の在り方PT |
|----|-----------------------|---------------|--------------|--------------------|-----------------|
| 1  | 小宮山 宏<br>(コミヤマ ヒロシ)   |               |              |                    |                 |
| 2  | 平 朝彦<br>(タイラ アサヒコ)    |               | ○            | ○                  |                 |
| 3  | 磯部 雅彦<br>(イソベ マサヒコ)   |               |              | ○                  | ○               |
| 4  | 浦 環<br>(ウラ タマキ)       | ○             | ○            | ○                  |                 |
| 5  | 沖原 隆宗<br>(オキハラ タカムネ)  |               | ○            |                    |                 |
| 6  | 河野 博文<br>(カワノ ヒロブミ)   | ○             | ○            |                    |                 |
| 7  | 河野 真理子<br>(カワノ マリコ)   |               | ○            |                    | ○               |
| 8  | 古庄 幸一<br>(フルショウ コウイチ) |               |              | ○                  | ○               |
| 9  | 山下 東子<br>(ヤマシタ ハルコ)   | ○             |              |                    | ○               |
| 10 | 湯原 哲夫<br>(ユハラ テツオ)    | ○             | ○            |                    | ○               |
|    | 合計                    | 4             | 6            | 4                  | 5               |